

継続的な売買契約における所有権留保とその売却物
を含む集合動産譲渡担保の設定について、譲渡担保
権者は売買代金が完済されていない売却物に対して
譲渡担保権を主張することができないとした事例
(最判平30年12月7日最高裁ホームページ)

田 村 耕 一

【事実】(下線は筆者による)

(1) Xは中小企業等への融資等を主たる事業とする金融機関であり、Yは自動車部品等の製造、販売等を主たる事業とする会社である。

A株式会社は、金属スクラップ等の処理、再生、販売等を主たる事業とする会社である。

(2) YとAは、平成22年3月10日、YがAに対して金属スクラップ等を継続的に売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。本件売買契約には、要旨次のような定めがある。

ア YからAへの目的物の引渡しは、原則として、AがYの子会社から定期的に目的物を収集することにより行われる。

イ Aは、Yから引渡しを受けた目的物を受領後速やかに確認して検収する。

ウ Yは、検収に係る目的物について、毎月20日締めで代金をAに請求し、Aは、上記代金を翌月10日にYに支払う。

エ 目的物の所有権は、上記代金の完済をもって、YからAに移転する（以下、この定めを「本件条項」という。）。

(3) Yは、Aに対して、本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等の転売を包括的に承諾しており、Aは、Yから当該金属スクラップ等の引渡しを受けた直後にこれを特定の業者に転売することを常としていた。

(4) XとAは、平成25年3月11日、極度額を1億円として、Aからの個別の申込みに応じてXがAに融資を実行する旨の契約を締結し、上記契約によりXがAに対して現在及び将来有する債権を担保するため、Xを譲渡担保権者、Aを譲渡担保権設定者とする集合動産譲渡担保設定契約（以下「本件設定契約」といい、これによって設定された譲渡担保権を「本件譲渡担保権」という。）を締結した。本件設定契約には、要旨次のような定めがある。

ア 譲渡担保の目的は、非鉄金属製品の在庫製品、在庫商品、在庫原材料及び在庫仕掛品（以下、これらを併せて「在庫製品等」という。）で、Aが所有し、静岡県御殿場市内の工場（以下「本件工場」という。）及び精錬部で保管する物全部とする。

イ 本件設定契約の締結の日にAが所有し上記の保管場所で保管する在庫製品等については、占有改定の方法によってXにその引渡しを完了したものとす。

ウ 上記の日以降にAが所有権を取得することになる在庫製品等については、上記の保管場所に搬入された時点で、当然に譲渡担保の目的となる。

(5) 本件譲渡担保権に係る動産の譲渡につき、平成25年3月11日、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項に規定する登記がされた。

(6) Yは、平成26年5月20日までにAに対して本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等については、一部を除いて、同年6月10日までにAから代金の支払を受けた。

(7) Yは、平成26年5月21日から同年6月18日までに、Aに対し、本件売

買契約に基づき、金属スクラップ等を売却した。

(8) Aは、平成26年6月18日、Yを含む債権者らに対して、事業を廃止する旨の通知をしたが、Yは、同通知の時点で、上記(7)の期間に売却した金属スクラップ等について代金の支払を受けていなかった⁽¹⁾。

(9) Yは、平成26年11月、Aを債務者として、本件工場で保管されている金属スクラップ等につき、本件条項に基づき留保している所有権に基づき、動産引渡断行の仮処分命令の申立てをし、平成27年1月13日、上記申立てを認容する旨の決定(以下「本件仮処分決定」という。)がされた。

(10) Yは、平成27年1月20日及び21日、本件仮処分決定に基づき、本件工場で保管されていた金属スクラップ等を引き揚げ、その頃これを第三者に売却した。なお、上記金属スクラップ等の一部には、AがYに対して代金を完済したものが含まれていた(以下、上記金属スクラップ等のうち上記の代金の完済に係るものを除いたものを「本件動産」という)。

(11) 本件は、Xが、Yに対し、(10)記載の金属スクラップ等の引揚げ及び売却がXに対する不法行為に当たるとして5000万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求し、選択的に、これによってYが得た利益は不当利得に当たるとして同額の不当利得金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を請求する事案である。上記の不法行為及び不当利得の成否に関して、本件動産につき、XがYに対して本件譲渡担保権を主張することができるか否かが争われている。

第一審は、代金が完済された動産の存在に触れることなくXの請求を棄却した。原審は、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなるので、当該部分について本件譲渡担保は効力を有しない、とした。Xは、「本件売買契約において、本件条項に基づきYが本件動産の所有権を留保することは本件動産の所有権をYからAに移転させた上でAがYのために担保権を設定したものとみるべきである」として、上告した⁽²⁾。

【判旨】（下線は筆者による）

4 上記事実関係等によれば、本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってYからAに移転し、その完済まではYに留保される旨を定めたものである。

本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。

以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することができない。

5 これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

【評釈】

一 本判決の意義

本判決の第一の意義は、売買契約における「目的物の所有権は、代金の完済をもって、売主から買主に移転する」という所有権留保の合意に関し、所有権を売主から買主に移転させた上で売主のために担保権を設定したのではなく、文字どおり、所有権は代金が完済されるまで売主から買主に移転しないとして、いわゆる所有権的構成を判示した点である。第二の意義は、売買契約は一つであり給付が継続的に繰り返され毎月ごとに代金が算定されて支払われる場合の売買契約における所有権留保においても、目的物が当該代金の算定期間以外の期間の代金支払を担保する約定になっていないときは、所有権的構成が妥当すると判示した点である。第三の意義は、買主への売却物の処分権原授与と所有権的構成としての所有権留保は両立すると判示した点である。さらに、以上の三点は、それぞれ担保権の設定と解する独立の根拠となり得るものであるが、本判決は、第一の点から問題を所有権的構成で一貫して整合的に判断した点に最も意義がある。

なお、本判決の原審は金法2018年6月10日号(2091号)に公表され、筆者としては、原審を基にこれまで意識されていなかった種類物を対象とする所有権留保においては物の特性から生じる可能性がある問題点を検討した⁽³⁾。具体的には、第一に、買主の受領後に特定が解かれた場合(従前の在庫物と混在して保管)における所有権留保の効力の存続の問題である。第二に、例えば売却物の数量が5月20日締で支払が6月10日の場合に5月21日以降に引渡された物が6月10日までに現金化されて6月10日の支払に充てられる可能性があり、この場合に現金化された物は5月20日までに引渡された物—特に代金完済後の在庫物—かそれ以降に引渡された物かの判定ができない問題(以下「一体化の問題」という)である。第三に、仮に、未払分の物が先行的に転売されたとすると先行処分の許容を担保設定と矛盾しないように解するならば先行処分の代替として所有権移転済の在庫物の同量が代りの担保

として充てられることになる問題（以下「代替扱いの問題」という）である。第四に、代替扱いの問題を肯定することに合理性があるか（以下「利益考慮の問題」という）である。代替扱いの問題を肯定するならば、法的な評価としては、最終売却動産の数量を超過しない限り、在庫物の中に既払分の物が存在すると扱う必要はない⁽⁴⁾。そして、このように解するならば、被担保債権が拡大された所有権留保の合意なしに同様の効果が肯定されることになる。また、これらに関して、譲渡担保で採用されている集合物論との関係も検討する余地があることを指摘した。

もっとも、本判決では、Xが法律構成に基づき成否のみを主張しているため、以上の種類物に由来する点について何ら具体的に明言されていない。以上の点は、本判決の射程に関して今後さらに検討されるべき点である。そこで、本稿では、変則的ではあるが、以上の問題を意識しつつ、本判決が直接的に言及した点の分析を試みる。

二 法律構成について

原審では「所有権が留保されたものというべきである」という表現であったのに対し、最高裁は、判旨4の第一段落において「本件条項は…留保された旨を…定めたものである」と強い口調で言切った又は第二段落を論じるための所与の事実として扱っている。なお、本件条項は条項エのみであり、エは受領・検収を経て特定した種類物とこれに対応する代金を前提とする定めであるから、一般論としての説示と捉えることができる。

学説は、所有権留保の法律構成に関し、譲渡担保の法律構成に相当する形で、売主のために担保権が設定されるとする担保権的構成と所有権が留保されるとする所有権的構成を軸に主張されていた⁽⁵⁾。この点からすると、本判決は所有権的構成を採用し担保権的構成を採用しなかったことになる。もっとも、所有権留保につき担保権的構成を指向する学説の多くは、所有権留保を譲渡担保の類似と解して担保権として扱えばよい又はそうすべきとして、

現行法体系に整合する形での具体的な法律構成－例えば、先取特権に関する特約や解除条件付所有権移転等－を提示するものではなかった。つまり、「所有権を留保する」という合意に関する法性決定を行うに際して、これに耐え得る選択肢が未だ提示できていない状態であった⁽⁶⁾。したがって、条文がない以上は当事者の合意によるしかなく、文字どおり、所有権を留保するとの判断をせざるを得なかった、とも解される。

この点に関し、判旨4の二段落目の最後で「その限度で目的物の所有権を留保」と譲渡担保に関する判決同様に担保権的構成とも思われる表現が見られる。例えば、最判昭和57年9月28日判時1062号81頁は、「譲渡担保の場合でも所有権は対内的、対外的に移転する」との上告理由に対し、「譲渡担保は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、右所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められる」と判示した。しかし、本判決の「その限度」の「その」が指すのは直前の「手段」と読んだ場合において、仮に目的との語には内容に応じた幅や制限があり得るが、手段は方法の具体的部分又は道具の意味であるから有無しかないのであれば、所有権全部が売主に帰属することになる。また、結論部分である5の直前で「所有権は…移転しない」と何ら制限的な修飾をつけずに明言している。さらに、「その限度」の説示部分は、継続的な売買契約における扱いについて、全体ではなく、一定期間ごとの支払確保手段として扱うことが適切である旨を述べる箇所である（三で改めて述べる）。以上から、本判決は、単に所有権的構成を採用した以上に、所有権の分割・分属的な思考を採用していない点が重要と思われる。そして、この点が所有権留保の本質、つまり未払ならば当然に所有権が移転しないとの法性決定であれば、譲渡担保とは異なって担保権的な構成を指向しないとの態度決定と受止められる可能性がある⁽⁷⁾。

その上で、本判決は、以上を受けて最終的には「本件動産につき…X（譲渡担保権者）はY（留保売主）に対して譲渡担保権を主張することができない」

と判示する。この点につき、まず、譲渡担保権者は「主張する」ことができないだけで、権利自体は帰属しているのか。次に、「留保売主に対して」とあるので、譲渡担保権者はその他の者には譲渡担保権を主張することは可能なのか問題となる。原審は「本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできない」と述べていた。原審が、買主の代金不払により所有権移転が起らない以上、もはや譲渡担保は追完されないために無効と解しているのであれば、譲渡担保権者は何も権利を有していないため、他の者に対しても主張することはできない。もっとも、追完理論においても、例えば、未払の代金が譲渡担保の目的物の価値より低いときは、代金支払につき債務不履行があっても所有権留保の実行が完了するまで、譲渡担保権者は第三者弁済（実質は追加融資）で未だ追完を起すことが可能である。また、自らが追完を起さなくても売主が所有権留保を実行した後（したがって追完同様の状態）であれば、清算金があれば、譲渡担保権者は他の債権者に先だって清算金を確保することが認められることになる。具体的には物上代位の手続を採る必要があるが、本判決は、この点は認めているのではないだろうか。

なお、譲渡担保の設定自体は直ちに否定する必要はないとすると、仮に譲渡担保権者が先に実行した場合は、譲渡担保の重複設定において後順位者の実行は「認めない」とした最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁と同様の結論になるとと思われる⁽⁸⁾。

三 継続的な売買の扱いについて

本判決は、売買契約が一つであり、契約の目的物は総体として一個の場合において、全体として目的物を一個又は集合物的とする発想を採らなかった。仮に、目的物は全体で一個として捉えた場合、個別の期間の支払と対応しないために担保権設定と解する余地はあっただろう。全体で一個としなかった基礎は、売買代金及び支払の定め方である。この点につき本判決を注意深く見ると売買の対象となった物について、①金属スクラップ等、②目的物、③

本件動産と三種類が使い分けられている。

まず、①金属スクラップ等の語は全体を通じて用いられており、その前後には売却・転売・代金の語が対置されていることから、売買契約に関する問題が論じられている場面で用いられている。判旨4の第二段落での「金属スクラップ等の所有権」という語は、その前の「金属スクラップ等の売買代金」とあわせてその後の「定められ」に係っており、第三段落での「金属スクラップ等の所有権」は転売授權の解釈が表されている部分であるから、やはり売買契約の問題である。次に、②目的物は、事実(2)に掲げられている本件条項を含む本件売買契約の定め並びに判旨4の第一及び第二段落で出てくる。本件契約の各条項の内容は、引渡・受領・検収・所有権であり、判旨では所有権・引渡である。したがって、②目的物は物権的な問題が論じられている場面で用いられている。また、③本件動産は、事実(10)にある売主による本件仮処分決定に基づき引揚げられた物の内の代金未払分のことであり、上告理由及び判旨5の直前部分に本判決で所有権移転が争われた対象の物として出てくる。以上から、③は②の部分集合である。②は①の部分集合と捉えることもできるが、問題点が債権か物権かの質的な差であろう。

以上からすると、判旨4の二段落目は、「金属スクラップ等」の売買契約における「定め」は、代金が区切られる期間に対応する限度で「目的物」の所有権が留保されるのであるから、「その限度で目的物の所有権を留保」の「その限度」とは、意味的には「期間ごと」となる。つまり、債権的には売買契約の数・目的物が一つであっても物の引渡し分割される場合において、それに対応して代金も分割的に支払われるときは、物権的には、その目的物と代金が担保の関係に立つという定め方は、非継続的な売買と変るところはないと評価されたことになる。したがって、債権的に契約の点からは分割的な扱いとも思えるが、物権的な問題においては、物(の範囲)が特定可能であり、その物ごとに扱われているため、やはり二で述べたように所有権の分割・分属的な扱いではないことになる。

本判決からすると、仮に、「目的物の全部の代金が支払われるまで、全ての目的物の所有権が移転しない」という拡大された所有権留保の合意があったときは、既払分に該当する目的物部分については、所有権移転が認められた上での担保権設定（譲渡担保）と認定される可能性がある。しかし、重ねて指摘しておきたいのは、冒頭で述べた一体化の問題、代替扱いの問題及び利益考慮の問題の如何によっては、拡大された所有権留保の合意がなくても、事実上、既払分の物も所有権が留保される総量に含まれる可能性がある点である。本判決の文面からはこの点を伺うことは全くできないものの、本判決によって、事実上、拡大された所有権留保と同様の効果を発揮できる可能性がある。仮に、そうだとすると、この点に本判決の隠れた意義があることになる⁽⁹⁾。

四 処分権原の付与について

買主に処分権原が与えられる合意をもって買主への所有権移転を根拠づけることも可能であろう。しかし、所有権と処分権原は異なる概念であり、さらに所有権の留保と処分権原の付与は矛盾しない。原審はこの点を丁寧述べていた。

判旨4の第3段落目の「また」は、直前までのXの理由（本件条項の解釈としての担保権の構成）及び本判決における本件条項の解釈に引続く並列の意味での「また」ではない。Xからのあり得べき反論としての「仮に売主に所有権が帰属するとしても処分権原の授与をもって所有権移転の効果が生じる」という別の主張に応接するものである。したがって、処分権原の授与の合意の有無は、所有権移転の効果には影響しない。また、継続的な売買に限定する説示もないことから、この点は所有権留保一般にも妥当と思われる。そうすると、所有権留保において処分権原が授与されているときは、売主が追及効を放棄したことになる。もっとも、効果において先取特権に類似する点で現行法体系と整合的であり、売主は、放棄の対価として転売代金債

権の先行譲渡を受けておくこともできる。したがって、所有権留保と処分権原の授与を整合的に解することは、特に問題がない結論と思われる。

-
- (1) 第一審によると、6月17日までは少なくとも約42万キログラムが売却されており、同18日には約10万7千5百キログラムが保管されていた。
 - (2) (11)の第二段落以外は本判決掲載の事実である。
 - (3) 拙稿「種類物の継続売買契約における所有権留保に関する基礎的考察－東京高判平成29年3月9日金法2091号71頁を素材に」広島法学42巻3号69頁。
 - (4) 詳細は拙稿を参照頂きたいが、買主には代金の原資を得るために目的物の転売授権が与えられているが、他の資金から代金が支払われることもあり、必ず転売されて得られた資金によって代金が完済されるわけではなく、代金が完済された物が買主の在庫物として現存する可能性がある。その上で、新たに追加された物と混在した上で、転売された物は、一体どの部分なのか問題となる。拙稿では既払分と扱う評価を示した。その上で、例えば在庫量100(未払20既払80)の場合に50が処分されたときは、在庫量50(未払20既払30)となり、在庫量が前回締日の量を上回らない限り在庫量全部が担保目的物となる。
 - (5) 学説については拙稿『所有権留保の法理』(信山社、2012年)274頁以下を参照。なお、2000年以降は所有権は売主に帰属するとの見解が多くなってきているように思われる。
 - (6) 大村敦志『新基本民法担保編』(有斐閣、2016年)1116頁は、譲渡担保を担保権とする見方につき「形式・理論よりも実質・機能を重視するという戦後民法学に支配的な考え方(「利益衡量」と呼ばれる)の影響を見てとることができる」とし、さらに125頁では判例と学説の関わり方につき疑問を呈している。その上で、131頁では債権譲渡担保については、質権設定と法性決定すべきではないかとする。このように、学説が非典型担保を担保権と処遇するならば、現行法制の中で実務的に耐えられる具体的な構成を示す必要があるのではないか。
 - (7) 拙稿「種類物の継続売買契約における所有権留保に関する基礎的考察」でも指摘したが、今回は売主による長期的な与信ではない。単に会計事務处理的な問題とも捉えられる場面であり、売主は回目の給付を停止することで損失を最小限とするのが契約における設計である。しかし、このような場面でも所有権留保の一場面とするのであれば、かつて所有権移転時期の問題において多くの賛同が得られたように、完済によって所有権が移転する、ということの確認が所有権留保の合意なのではないだろうか。
 - (8) 同判決は、「これに劣後する譲渡担保が、被告人のために重複して設定されたということになる。このように重複して譲渡担保を設定すること自体は許されるとしても、

劣後する譲渡担保に独自の私的実行の権限を認めた場合、配当の手続が整備されている民事執行法上の執行手続が行われる場合と異なり、先行する譲渡担保権者には優先権を行使する機会が与えられず、その譲渡担保は有名無実のものとなりかねない。このような結果を招来する後順位譲渡担保権者による私的実行を認めることはできないというべきである。…よって、本件物件1の引渡しを求める被上告人の請求は理由がない。」と判示した。

- (9) 事実(3)の「(買主Aは)金属スクラップ等の引渡しを受けた直後にこれを特定の業者に転売することを常としていた」は、第一審及び原審では直接に言及がないように思われる。確かに事実(3)は、現存する在庫物は未払分であり所有権留保の対象である、という結論を正当化するように思われる。しかし、本判決の事実(10)の「代金の完済に係るもの」にあるように、また、原審で問題となったように現に「既払分」が残っているのであり、この点を無視して理解することは適切ではない(在庫物が想定されていないならば、そもそも集合動産譲渡担保は設定されていないはずである)。拙稿「種類物の継続売買契約における所有権留保に関する基礎的考察」はこの点から検討するものであるが、本判決がこれらを了解した上で出されたのであれば、本判決のいう「定め」は単に「期間ごと」の意味を超えたものとなる。なお、フランス民法2369条は、種類物の場合に所有権留保の効力を認めている。